

被害者支援 ニュース



公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第42号

2023.12.20 発行

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>
Twitter 公式アカウント @nnvs_org

■巻頭言…… フォーラム2023によせて	1
■特集…… フォーラム2023&令和5年度秋期全国研修会	2～11
基調講演「被害にあった子どもと保護者へのケア」	3～4
被害者の声講演「犯罪被害者等の置かれた立場」	5～6
パネルディスカッション「被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携」	6～7
表彰式	8～9
秋期全国研修会	10～11
■お知らせ・編集後記	12

巻頭言

全国犯罪被害者支援フォーラム 2023 開催

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
副理事長 ● 三輪 佳久



第1 はじめに

これまでのフォーラムは、コロナ流行による「異例づくし」の連続でしたが、本年はコロナも終息に近づき、ようやく4年ぶりに入場制限せずに従前どおりの正常な運営となりました。参加した方々からも「久しぶりにフォーラムに参加できました」等の声が寄せられました。なお、これまで同様にオンライン参加も可能でした。

第2 講演の内容について

1 第1部 基調講演

- (1) 今回の基調講演は「被害にあった子どもと保護者へのケア」のテーマで、兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長の亀岡智美様の講演でした。

亀岡様は精神科医としてトラウマ関連障害の臨床をされています。平成7年の阪神・淡路大震災を契機として臨床の現場で被災者や被害者のトラウマ(心的外傷)やその結果生じるPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の「こころのケア」に取り組んでこられました。

- (2) このような豊富な臨床経験に基づく専門家としての講演で、会場からは、事例を含めての内容でとてもわかりやすかった、大変わかりやすく理解が深まった、等の数多くの賞讃の声がよせられました。
- (3) 講演の内容は会場で配布された詳細かつわかりやすいレジュメに平易な言葉で説明され、「こころのケアセンターでトラウマに関する様々なことをしております。研究や人材育成、地域支援、その一環としまして、付属の診療所を運営しております」

す」「付属の診療所は精神科の保険診療をする普通のクリニックですが、ひとつ変わっておりますのが、皆様必ず何らかの被害体験を持たれているということなんです。・・・この中でもPTSDというような診断がつく方を対象に、トラウマに焦点化した専門的な診療プログラムの提供を目指しております」と実践に基づいた内容の話でした。これは本講演の主題である「子供と保護者のトラウマ」について内容豊富なレジュメをもとにわかりやすく解説されていました。会場からも、トラウマのメカニズムとケアの方法が理解できた、子供の被害の場合について学べた等の反応があり、中でも「TF-CBT(トラウマフォーカスト認知行動療法)」に対する関心が高く、TF-CBTへの理解が進み、治療の機会が広がることに期待している等の感想が寄せられました。

今後、被害者支援活動が一層充実したものになれば、素晴らしい事と思われま。

- (4) また、保護者への支援や関係機関との連携の重要性にも触れていただきました。

亀岡様の講演は、今回のフォーラムが掲げた「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」にまさにぴったりの内容でした。

亀岡先生、どうもありがとうございました。

2 第2部

- (1) 被害者の声「犯罪被害者等の置かれた立場」

- ① この講演で登壇されたのは、犯罪被害者のご家族の北口忠様でした。

自宅で最愛の娘の命を奪われた父親として、

平成30年によくやく犯人が逮捕されるまでの家庭の状況、被害者の妹さんの日常生活にも様々な影響が発生したこと等、過去を語るとは大変辛く厳しいことと思われますが、北口様は淡々と感情を抑えるように、冷静に話されたことに、会場の参加者は深い感銘を受けた様子でした。

- ② 「『遺族』という言葉は使ってほしくない」「二次被害の多様さ、酷さ」等、支援活動をしている参加者が初めて気付くような内容の話に、あらためて支援活動の難しさ、重要さを再認識させる内容でした。

北口様、このような辛い話を1時間近く勇気をもってお話しいただき、ありがとうございます。

(2) パネルディスカッション

- ① 今回のパネルディスカッションのテーマは「被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携」というものでした。

コーディネーター兼パネリストの岩切昌宏様は大阪教育大学学校安全推進センター准教授であり、学校精神保健等の研究をされています。パネリストの佐藤真奈美様は犯罪被害相談員、臨床心理士、公認心理師として被害者支援都民センターの相談支援室長代理をされています。そしてパネリストの吉田幸代様は千葉県警犯罪支援室の上席相談専門員として技能指導官をされています。

- ② そして討議テーマ1は「被害児童・生徒、保護者、担任への支援」でした。

それぞれ児童・生徒、保護者の支援活動を行っている3人が、これらの支援活動の難しさを念頭に議論が進められました。

子供は自分の心身の反応に気付いていないことが多く、犯罪や被害を受けたと認識することが難しいということで、まわりの人達が非常に発見しづらいとのことでした。従って被害を受けても怖いことなので誰かに言うてはいけない、かえって心配をかけたくないなどと自分が悪いと思ってしまって、逆に自分が怒られたり責められたりするのではないかなってなってしまうことが多くなってしまうのです。そうすると、誰かに助けや支援を求めるとのことよりも、大ごとにならないで内々に済ませたほうがいいという方向に向かいがちになってしまうのです。このようにして、子供の犯罪の被害は事件化しにくく支援につながりにくくなってしまいます。

- ③ 討議テーマ2は「外部機関との連携の必要性和メリット」でした。

討議テーマ1で議論した子供の犯罪の被害が発見もしづらく、子供が自責の念に落ち入りや

すいことの対策として、学校関係者との連携を図り、被害者支援を充実させたものにする必要があります。そのために、被害者支援組織として学校全体、教育委員会へのアプローチとして、犯罪被害者に関する研修の実施や啓発活動としてリーフレット、パンフレット等の配布等を行っているとのことでした。

このように色々な方法で学校関係者に周知するため取り組みがなされていますが、残念ながら連携の関係までいかないことが多いということのようです。実際会場の参加者からも、学校との連携については難しいと感じています、学校と支援センターの連携は難しいと思う等の感想や先生が忙しすぎるので無理だとの率直な感想もあり、連携の難しさは組織の問題だけではないと思われました。

なお本フォーラムの参加者の中で、学校関係者の参加は2%でした。

このような現状でも、被害者支援のための関係機関との連携が、被害者支援のために重要であることは、会場の参加者を含め共通認識でした。これからの被害者支援が支援のネットワークとして「点」ではなく「面」で行なわれることに期待して討論会は進められました。

討論会の進め方についても、具体的な架空事例をあげた対応の説明でわかりやすかった、進め方についてもコーディネーターがまとめていくのでとてもわかりやすかった、わかりやすい討論でとてもよかった等で大変好評でした。

コーディネーターとパネラーの皆様、様々な資料に基づき充実した内容の討議を展開され、どうもありがとうございました。

- ④ 最後になりましたが、本フォーラムに参加された皆様及びウェブ方式で視聴された方々が、本フォーラムから犯罪被害者支援の重要性、必要性を再認識され、これからの犯罪被害者支援活動が一層充実されることを衷心より願っております。参加者の皆様どうもありがとうございました。



特集

全国犯罪被害者支援フォーラム2023 報告



全国被害者支援ネットワークは、「全国犯罪被害者支援フォーラム2023」(日本被害者学会・犯罪被害救援基金・警察庁・当法人共催)を10月13日(金)に開催しました。28回目を迎えた今回は「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」をテーマとし、児童精神科医の基調講演、犯罪被害者ご家族の方で講演、児童・生徒の支援の課題や学校とどう繋がるかを議論したパネルディスカッションのプログラムで実施しました。当日は、ホール内参加者及びYouTube 限定配信視聴の方、あわせて約430名の方にご参加をいただきました。

「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」

日 時: 2023年10月13日(金) 13:00～17:10

会 場: イイノホール

主 催: 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 日本被害者学会

公益財団法人犯罪被害救援基金 警察庁

後 援: 総務省 法務省 厚生労働省 国土交通省 文部科学省

公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会 一般財団法人ひまわり基金

公益財団法人日工組社会安全研究財団 日本司法支援センター(法テラス)

一般社団法人日本臨床心理士会

(フォーラム及び研修会は一般財団法人ひまわり基金の助成事業により一部を執行しています)



椎橋理事長
(ネットワーク)



田村専務理事
(犯救基金)

全国犯罪被害者支援フォーラム2023 プログラム

「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」

開会挨拶	全国被害者支援ネットワーク理事長 椎橋隆幸
来賓挨拶	国家公安委員会委員長 松村祥史氏 日本弁護士連合会副会長 大脇美保氏
基調講演	被害にあった子どもと保護者へのケア 兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長 亀岡智美氏
被害者の声	犯罪被害者等の置かれた立場 犯罪被害者ご家族 北口 忠氏
パネル ディスカッション	被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携 コーディネーター兼パネリスト 大阪教育大学総合教育系教育心理科学部門/学校安全推進センター准教授 岩切昌宏氏 パネリスト 被害者支援都民センター 相談支援室長代理 佐藤真奈美氏 パネリスト 千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 上席相談専門員 吉田幸代氏
閉会挨拶	犯罪被害救援基金専務理事 田村正博

基調講演

被害にあった子どもと保護者へのケア

講演者: 兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長 亀岡智美氏

私は児童青年期の精神科医として臨床に携わっており、犯罪被害に遭ったお子さんやご家族と出会います。勤めている兵庫県こころのケアセンターは阪神・淡路大震災後の心のケアをする組織で、付属の診療所ではPTSD(心的外傷後ストレス障害)に特化したTF-CBTという治療プログラムを提供しています。

子どもの犯罪被害を見てみると、昨年の警察白書によると、総数では減少傾向といっても、殺人や略取誘拐、

わいせつ行為は減っていません。その中で性暴力はトラウマが深刻になりやすいのですが、内閣府のアンケート結果を引用すると、性暴力に遭った青少年は4人に1人、そのうち性交を伴うのは女性4.7%、男性2.1%です。ただ、私



亀岡智美氏

どもの診療所の現状から言えば、こんなものでは済まないだろうというのが実感です。

犯罪被害をトラウマの観点から見ていきます。トラウマは心的外傷とか「心のケガ」とか言っています。衝撃的な出来事で心を守る防護壁が壊れてしまう現象です。危機的状況に遭うと、戦うモードになる人、あるいは逃げ出そうとする人、身を硬めすくむ人がいます。極めて正常な、動物一般に備わった防御の反応です。しかし、トラウマによる影響で無害な状況でもこうした反応が起り、周りからおかしくなったと思われることも多いです。

子どもはさまざまな症状を示します。乳幼児期では成長がストップするか後退する。いわゆる赤ちゃん返りです。児童期以降だと気分や行動が制御しにくく、注意集中が困難になり、物事の見方がゆがんでしまう。対人関係や学業面で問題が出てきたり、反抗的、乱暴、やる気がないように見えたりします。青年期には薬物乱用や性的逸脱に走ったりします。

トラウマの影響は、物事のとらえ方や情緒、行動、対人関係、身体に長期的に及ぶことがあります。最近では脳の発達にも影響するという研究があります。メンタルヘルスの領域でもさまざまな疾患がトラウマに起因していることもわかってきました。

恐怖を感じると信号が脳の奥にある扁桃体に伝わって警報が鳴り、さまざまストレスホルモンが出て、戦うか、逃げるか、身がすくむかという反応を引き起こします。呼吸や心拍数を増やして酸素を多く取り、脳や筋肉に血流を回す。普通ですと恐怖が過ぎれば前頭前皮質がスイッチをオフにして警報は鳴りやみますが、PTSDになるとスイッチがオフにならない。何年経っても警報が鳴り続けます。

これが一般的なPTSDの症状です。被害に遭った記憶が不意によみがえると本当につらい。思い出そうな人や場所を避けようとして外に出かけられない。物事のとらえ方が否定的になり、楽しいといったポジティブな感情がなくなる。あるいは過剰警戒状態になって、いつもイライラしビクビクする非常につらい症状が出ます。

赤ちゃんが「おなかすいたよ」と泣くとか、不快な時にとる行動をアタッチメント行動といいます。養育者がなだめるとアタッチメントは充足します。この繰り返しで赤ちゃんは満足して外の世界に関心を向けることができ、その子の人格を形成して大人になっていきます。ところが、いったんトラウマを体験すると、これが壊されます。

メンタライゼーションという概念も知られています。自分の心の内を振り返り、相手の心の内をおもひかき機能で、赤ちゃんが泣くと「おなかすいたのね」とおもひかかって充足させてあげ、赤ちゃんの方も「今おなかすいているんだ」と自分の状態を振り返ることができるようになる。しかし、危機的状況に遭遇すると一時機能が停止するといわれます。たとえば、子どもが性犯罪被害に遭うと、お母さんやお父さんも話を聞くだけで心が

傷つき、双方ともメンタライゼーションがストップしてしまう。養育者の感情が不安定なほど子どもの回復が遅れます。犯罪に巻き込まれて地域に住めなくなり、移った先で適応できない方がいます。ですから、家族全体への支援が必要と考えられています。

PTSDは治療可能になっています。冒頭に話したTF-CBTという治療は、犯罪被害の記憶に対処するスキルを学んだ上で記憶に向き合っていきます。トラウマナレーションです。二度と思い出したくないので向き合うのはしんどいです。しかし、詳細に向き合っていくと自分が悪いと信じ込んでいたのが、悪かった証拠はどこにもない、悪いのは加害者だとわかるようになってきます。犯罪被害の記憶が過去の一つの出来事となってくる。思い出すのはつらくないわけではないけれども、感情に圧倒されることなく記憶に触れることができるようになります。

ただ、まだ専門家が少ないので、トラウマインフォームドケアが役に立つと思います。心のケガの治療ではなく痛みをマシにするケアです。子どもや家族を支援する時、片や触らぬ神に祟りなしと何もしない、片や過干渉なぐらいにし過ぎることがある。いずれも二次被害につながります。子どもが学校に復帰する時に関連機関の方々が対応してノーを突き付けられることがあります。それは本人や家族の意に沿わない対応だからです。学校は周りの友達や保護者に説明したけれども、実は本人と家族は周りに知られたくないと思っていた。ケアはいっぱいやってほしい家族もいれば、できるだけ触らないようにしてほしいという方もいるのです。どんな対応がいいか、あらかじめ決めたものはなく、「わからない」から始めるのが非常に重要ではないでしょうか。特に信頼関係がない初期段階ほど相手の意向を尊重することが大事だと思います。トラウマインフォームドケアの基本原則は、子どもさんの安全、家族の安全、支援者の安全です。傷ついた心を癒やすのは、やはり対人関係です。一貫性があり、予測可能であって、誰かが恥ずかしい思いをしない、非難されることもない。そういう対人関係の中でこそ回復があるといわれています。

明日からまた支援に邁進してまいります。どうもありがとうございました。



被害者の声

犯罪被害者等の置かれた立場

犯罪被害者ご家族 北口 忠 氏

皆さん、こんにちは。今から19年前、遭いたくもない事件で娘を亡くした父親です。

事件・事故はさまざまです。きょうは私一人の考えとして話をさせていただきます。

大きく分けて、事件後の状況と解決、支援、二次的被害、皆さまの安心安全、事件解決の協力、最後に裁判についてです。

まず、我が家の事件ですが、2004年(平成16年)10月5日、広島県廿日市市の自宅で発生しました。世界遺産の宮島がある市で、どちらかというと田畑が残る地域であります。平日の火曜日、普段であれば娘はいない時間でしたが、その日から試験が始まり、なぜか弁当も食べず家に帰ったがために、犯人の目に留まり、事件が発生した、そういう突然に起こった嫌な事件です。

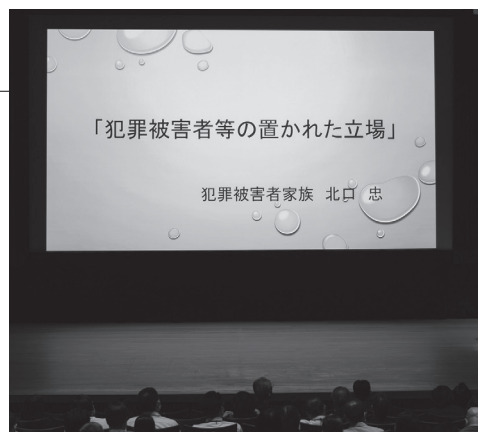
その時、家にいた妹はすぐ逃げ、私の母は犯人に追いかけられ刃物で十何力所刺されましたが、一命は取り留めました。

事件直後は私自身、嫌な夢の中にいる気持ちが大きく、たまに外に出ても周りの方と目が合っても挨拶がしづらい感じでした。自宅の横の通学路を高校生が自転車で通っていたのが、事件後は別の道を通るようになって、娘と同じ年代の生徒さんを見ることはなくなりました。

事件から2週間ぐらい、家族は家でずっと過ごしました。ボーっと過ごすのもつらいし、何個もジグソーパズルを親子で作った記憶だけが残っております。そんな時でも母親は子どもには笑顔で接し、ご飯を作り、部屋を掃除し、洗濯する。どんな気持ちでやっていたか私にはちょっと想像もつかない。つらいことだったろうと思っています。なかなか事件は解決しなかったのも、犯人と遭遇した妹を学校から一人で歩いて帰らすわけにはいかないので、小学校、中学校、高校は、うちの母親が車で送り迎えしていました。後から聞いた話では、「私も友達と歩いて行って、歩いて帰りたかった」と言っていました。記憶に残っているといえば、妹が長女と同じ高校に行き、同じ制服姿を見た時、重ねてはいけませんが、何ともいえない気持ちになったというのがあります。

事件が起きた10月と娘の誕生日の7月が苦手な月になっております。娘と別れてから行けない場所もできました。今は中止になりましたが、宮島の花火大会を娘と見に行き、楽しんでいたのが、事件後は花火を見る気持ちになれず、ずっと音だけ聞いて過ごしてきた、そんな状況になっております。

事件は2018年(平成30年)4月13日に解決しました。事件が解決しても、変な話ですけど、仕事で書類に人の名前を書くのに、名字が犯人と同じだと書きづらい



んです。犯人の名前は覚えたくはないけど、一生忘れることはない、そんな感じになっております。

支援してくださる方の力が大きいから、今も変わらず元気で生活できていると思います、本当に感謝するばかりです。特に事件に遭った早い時期の支援です。当日の夜、廿日市署と被害者対策室の方とお会いして、すぐ冊子を渡され、「今ここで冊子の中身を説明してもたぶん理解できないでしょうし、右から左に聞き流されるだけでダメですから、まずなくさないように」「何か困った時に冊子を見て、わからなかったら、すぐ連絡してください」と言われたのを、今でもはっきり覚えております。

気になったのが、妹にずっと学校を休ますわけにはいかず、いつのタイミングで学校に行けばいいのかということ。相談したら「いつからでも登校していただいて大丈夫です」という連絡を受け、安心して学校に行けましたし、学校側の対応や友達もよかったと思います。妹は学校に行きたくないとか、そんなこともなく、すごく助かっております。家族に対するケアはよくしていただいたと思います。人が亡くなるような事件では、被害者や家族はもちろんのこと、妹のように高校生であれば、同じクラスの方の支援も必要だと……これは今だから考えられることで、当時、私はそこまでの余裕はなかったです。

支援は助かります。私の場合、話した時に答えてもらう、話だけ聞いていただきたい時があるので、うんうんと、うなずいていただくだけで十分と感じおります。その辺、支援の仕方は難しいと思うんですが、皆さん、しっかり支援していただきたいなと思っております。ただ、支援していただく中で苦手なのが、「遺族」という言葉が時々出ます。私の場合、無理と思っても、まだ娘に会えるんじゃないかという気持ちがありますので、遺族と言われると、もう完璧に否定されるので、遺族という言葉は避けていただきたいです。こっちが涙をグッと我慢して話すのに、逆に涙を流されると、こっちもたまらない面も出てきますので、できれば涙は禁物、そういう思いで聞いていただきたいです。

支援の中には報道関係の皆さんのご協力も確かに大きいところがありますが、本音を言いますと、できれば

そっとしておいてほしいという思いはありました。ただ、未解決事件の場合、一番不安なのが事件の風化です。それと事件を早く解決するためには情報提供がすごく必要になりますので、どうしても対応せざるを得なかった。報道関係の皆さんの力が大きいので頼ってしまう、そんな感じではあります。

国の制度による支援の中に、未解決事件の場合は報奨金制度がありまして、これは犯人につながる情報を提供された方に報奨金が支払われるという制度です。国のお金でチラシを作って配布していただけますので、すごく助かっております。2010年(平成22年)の法改正で時効が撤廃され、いつまでも犯人を追い続けることができるようになりました。ただ、20年、30年でも追いつけられるけれど、残された家族には命の時間があります。「宙(そら)の会」という未解決事件に関する会にまだ所属しておりまして、その会で家族の皆さんと年1回会いますが、高齢の方の顔を見た時には早く事件の解決を願う思いが大きくなります。

もう一つ、都道府県、市町村の支援です。犯罪被害者や家族を支援する自治体の犯罪被害者等支援条例の制定がなぜ必要かといいますが、事故や事件で長期の入院や治療、生活再建の費用が大きな負担となる、それに対して少しでも支援ができるように条例ができています。都道府県ではほとんど制定されていますが、市町村では今年4月時点では全国の35%程度しか制定されていないみたいなので、関係者の皆さんには頑張っていたきたいなと思っております。

次に二次被害の話です。いろんな方がおられ、仏壇に手を合わせさせてくださいと言われる方がいますが、できればそっとしておいていただきたい。家内はパートで仕事に出ていたら、顔見知りぐらいの人なのに話しかけられまして。報道関係の中には視聴率を取るためなのかと考えてしまうこともありまして。最初の頃は、こうしてください、ああしてくださいと言われるれば、はい、はいとやったけど、最後の方は未解決事件を解決するためにここを強調してと、こちらから言えるようになります。

取材は拒否せず、事件が解決するためには協力したという思いは残っております。それから、困ったというか、お金を払えば情報提供しますよという人がいます。宗教団体の方の勧誘が結構激しく、最初の頃は、かなり来られていたと思います。

被害に遭わないために、安心安全を一番に考えていただきたい思いが大きいですね。人の命が奪われる事件を新聞やテレビで他人事として見てしまう。自分の家でも起き得る事件と思った時にはもう手遅れなのです。家の戸締まりは、わずかの時間でも鍵をする癖をつけて身を守るようしていただきたいです。小学校では安全マップ作りで、我が子が歩く通学路のどこに危険な場所があるのか、学校任せにしないで、できれば親として一緒に歩いて確認していただきたい。

次に事件解決への協力ですけど、解決するには情報提供がすごく重要になります。警察に話をするのは難しいとは思いますが、どんなことでも話していただきたい。皆さんの協力が大きければ大きいほど解決は早くなると思います。

最後に裁判の話です。我が家の事件の場合、初公判が2020年(令和2年)の3月3日で判決が3月18日、犯人が控訴しなかったので4月2日で裁判は終了しました。短い時間だったと思います。何が嫌だったかといえ、裁判ですから被告と同じ部屋に入って同じ空気を吸うし、目の前に娘の命を奪った被告がいます。声を聞くのも顔を見るのも嫌です。それだけは今でも忘れません。娘と別れた瞬間を詳しく聞くのは何とも言えない気持ちやったですね。判決は私が望んだのとは少し違いましたが、それでも受け入れるしかありません。人の命が奪われるような事件の裁判に出るのは、つらく悲しい思いばかりとなりますから、皆さんには絶対に経験してほしいと願います。

被害者や被害者家族にならないために、自分や家族の命を守る行動を絶対にするようにして、一生悔いの残る生活よりは、笑顔で過ごす生活をされるように、本当に気をつけてほしいと願っております。

パネルディスカッション

被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携

コーディネーター兼パネリスト：岩切 昌宏氏 大阪教育大学学校安全推進センター准教授

パネリスト：佐藤真奈美氏 公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長代理

吉田 幸代氏 千葉県警察本部犯罪被害者支援室上席相談専門員

犯罪被害を受けた子どもや家族は孤立しやすく、支援には関係機関の連携が求められています。しかし、学校との間に壁があると言われる。パネリストはそれぞれの支援活動と学校との連携について話し合いました。

まず、学校精神保健を専門とする大阪教育大の岩切昌宏氏が、児童・生徒のさまざまな犯罪被害の現状を示

し、学校の対応を説明しました。担任や養護の教員のほかスクールカウンセラーなどの専門家が相談、さらに学習や登下校、別室利用などで配慮をしていますが、学校では児童・生徒のトラウマ反応が十分把握できないといえます。「学校と家との違いや中長期の反応が分かりづらい」ので、他機関との連携が必要と指摘しました。



岩切昌宏氏



吉田幸代氏



佐藤真奈美氏

被害者支援都民センターの佐藤真奈美氏は、学校との連携は「センターにとって非常に難しいテーマ」と話します。実際に2020年度から3年間に支援した小中学生のケース43件のうち学校とやりとりしたのは7件のみ。ほとんどが担任教員やスクールカウンセラーと連絡を取り、学校での配慮や環境調整を求めて情報共有するといった担当者ベースの連携といいます。千葉県警の吉田幸代氏は、警察の被害者に対する配慮や心理的支援、給付制度の窓口任務など、刑事司法手続き中に行われる支援を紹介しました。しかし、その後も関係機関によって支援をつなげていくには、「学校現場の方たちとの連携が重要」としました。

続いて岩切氏が複数児童の性犯罪被害という架空事例を示し、具体的な対応について話し合いました。支援センターの佐藤氏は、周囲の目や将来に不安を抱く親に寄り添いつつ、子どもの意向が尊重される支援が必要といいます。学校との連携は、被害の影響で登校できないとか、男の先生が怖いといった症状もあるので、子どもの意向を聞いた上で学校とやりとりする。ただ、支援センターが間に入ることによって「被害者の持っている力を奪うことにならないよう」に心がけているといいます。千葉県警の吉田氏は、聴取や司法手続きに対して心配な時は相談してもらい、司法面接には「どのタイミングで支援、心のケアに入るか」を相談して進めると説明します。

性犯罪は知られたくない被害者側の思いもあって、学校として把握していない場合があると岩切氏は指摘しました。噂を恐れ普通に振る舞うなどで、「学校では見えないことが多く、いろんなところと連携できると非常にいい」と助言します。情報を校内のどこまで伝えるかも



課題といいます。被害後に学校が出す「注意喚起」は、防犯と相談を促す意義がある一方で、被害児童には自分のことが言われていると思うので事前に了解が必要と指摘しました。

さらに架空事例として集団下校中の交通事故について検討しました。支援センターの佐藤氏は、重傷の児童だけでなく死亡した児童の家族に目を向け、心理的ケアとともに、つながりが切れてしまう学校との連携が求められるといいます。同級生と一緒に進級させたい要望があれば「学校も含めて一緒に考えていく」。また、交通事故に気をつけようというメッセージは、気をつけなかったから被害に遭ったと捉えられることもあり、こうした遺族の心情を学校に伝えることで二次被害を減らせると指摘します。

吉田氏は、警察では事故の目撃児童から話を聞かざるを得ないとしながら、どのタイミングでどう聞か、学校や保護者とよく協議するといいます。現場検証で被疑者に児童たちが鉢合わせしないよう「配慮させていただく」としました。

岩切氏は、大きな事件事故が起きると学校は教育委員会と危機対応の体制を取り、専門家が緊急支援に入るが、学校では運営は難しいといいます。対応マニュアルがあってもパニックになってしまいがちなので、事前に警察や支援センターも入ってシミュレーションしておくで「何かあって初めて顔を合わすわけではないので連携が取れて対応できる」と助言しました。

ただ、支援センターの佐藤氏は「学校の敷居が高く、かわりにくい」、吉田氏も警察というだけで「先生の声がピシッと硬くなる」と言います。一方で、これまでの支援での経験から佐藤氏は「まず連携して、それを積み上げていくことが重要」と期待し、吉田氏も「一緒にお仕事させていただくと敷居が下がると感じています」と話しました。

岩切氏は、日頃の啓発活動から警察や支援センター、さらに学校や教育委員会がタイアップしておくことで、児童や保護者への支援がスムーズにできるとあらためて強調し、「きょうの機会に分かっていただければ」と締めくくりました。



犯罪被害者支援功労者表彰



全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者支援表彰制度を創設し、毎年開催する全国犯罪被害者支援フォーラムの場で、長きにわたり支援活動に尽力しておられる支援活動員と団体を称揚するとともに、支援活動にご協力をいただいている個人や団体に感謝状を贈呈しています。

今回のフォーラムでは、この表彰制度による12回目の表彰式を執り行い、以下の方々に表彰状と感謝状を贈呈しました。

※本年度は栄誉章及び功労職員の表彰式は令和5年度秋期全国研修会全体会にて行いました。



特別栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった1名の犯罪被害相談員に警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による特別栄誉章が授与されました。



林さん

※公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 林 貴子さん

栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、顕著な功労があった13名の犯罪被害相談員等に全国被害者支援ネットワーク理事長から栄誉章が授与されました。

(表彰式は、令和5年度秋期全国研修会全体会で実施)

- ※公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室 駒木優子さん
- ※公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室 鈴木康子さん
- ※公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室 高山一枝さん
- ※公益社団法人いわて被害者支援センター 川井範子さん
- ※公益社団法人みやぎ被害者支援センター 加藤千枝子さん
- ※公益社団法人いばらき被害者支援センター 横須賀美和子さん
- ※公益社団法人被害者支援都民センター 中土美砂さん
- ※公益社団法人被害者支援都民センター 齋藤 梓さん
- ※認定NPO法人神奈川被害者支援センター 丸山利美さん
- ※認定NPO法人神奈川被害者支援センター 岸野 哲さん
- ※公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 塚本眞美子さん
- ※公益社団法人被害者サポートセンターあいち 小島さぬ子さん
- ※認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 中畑紀代さん



川井さん 高山さん 椎橋理事長 鈴木さん 駒木さん



齋藤さん 中土さん 椎橋理事長 横須賀さん 加藤さん



中畑さん 小島さん 塚本さん 椎橋理事長 岸野さん 丸山さん

犯罪被害者支援功労団体表彰

早期援助団体として長年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった3団体に、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による功労団体表彰が授与されました。

- ❁ 公益社団法人にいがた被害者支援センター
- ❁ 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター
- ❁ 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま

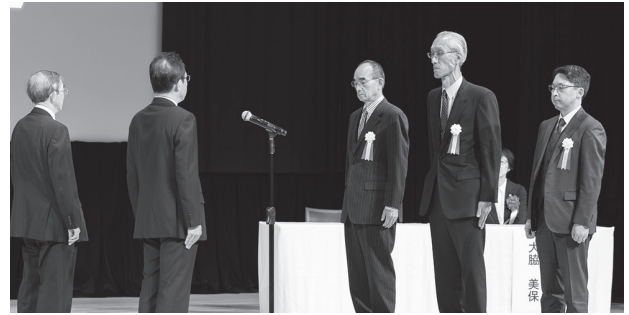
犯罪被害者支援功労職員表彰

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動の維持、発展に尽力し顕著な功労があった3名の職員に、全国被害者支援ネットワーク理事長から功労職員表彰が授与されました。

- ❁ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 竹山律子さん
- ❁ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 坂本貴子さん
- ❁ 公益社団法人被害者支援センターえひめ 二宮哲昭さん



二宮さん 椎橋理事長 竹山さん



にいがた みえ おかやま



感謝状贈呈

全国の支援センター、または全国被害者支援ネットワークの犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力や支援をいただいている2名と3団体に、全国被害者支援ネットワーク理事長から感謝状が贈呈されました。



湯田さん 菅田さん 大和信用金庫さん 富岳通運株式会社さん ハートバンドさん



- ❁ 東京都荒川区 湯田啓一さん
- ❁ 東京都世田谷区 菅田倉之助さん
- ❁ 山梨県甲府市 富岳通運株式会社さん
- ❁ 奈良県桜井市 大和信用金庫さん
- ❁ 東京都文京区 犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)さん

令和5年度 秋期全国研修会



全体会

全国被害者支援ネットワーク専務理事 奥山 栄一

秋期全国研修会は10月14日(土)、15日(日)の2日間、東京都港区の機械振興会館において開催いたしました。(全国被害者支援ネットワーク・警察庁共催) コロナ禍で学んだオンライン方式も取り入れ、全体会及び分科会の参加者は282名で、大変多くの方に参加いただきました。講師の先生、関係者の皆様、そして、ご参加いただいた関係機関、関係団体の皆様に心から御礼申し上げます。

全体会(10/14午前)

主催の全国被害者支援ネットワーク副理事長熊谷明彦から開会のご挨拶を申し上げたのち、飛鳥井望先生(精神科医、被害者支援都民センター理事長、青木病院医院長)より、「子どものトラウマの理解と支援の実践」の講演をいただきました。現在、国を挙げて、潜在化しやすい子どもの被害をどうやって支援していくかがテーマとなっている中で、被害者支援都民センターの支援活動をご紹介いただきながら、子どもの被害の潜在化をどうやって防ぐかといったことへの取組の必要性や、学校との連携強化のために求められること、トラウマの理解、精神的支援、心理ケア、被害者支援センターは「何ができるのか」を考え関係機関の信用を得ることの重要性についてお話をいただきました。続いて、表彰式とNNVS認定コーディネーターの認定式が行われました。表彰式は、犯罪被害者支援活動にご尽力された相談員、

直接支援員等の支援員13名に栄誉賞を、全国被害者支援ネットワークまたは被害者支援センターにおいて、犯罪被害者支援活動の維持、発展に功労があった職員3名(うち1名の方は所用のため欠席)に犯罪被害者支援功職員表彰が椎橋理事長より授与されました。認定式は、神奈川被害者支援センター佐々木みどりさんに椎橋理事長より認定証が授与されました。表彰された皆様には誠におめでとうございます。また、認定された佐々木様には今後のご活躍を期待します。おわりに、全国被害者支援ネットワーク理事長椎橋隆幸より、閉会のご挨拶を申し上げ、全体会を終了しました。



NNVS認定コーディネーター認定式

分科会(14日午後、15日午前)

分科会Aは7つの研修を設定し、対面方式、ハイブリッド方式(希望する研修がZoom開催のため現地の希望分科会を受講できない方を対象に対面とオンラインを組み合わせる)分科会Bは同じく7つの研修(うち

一つは、分科会Aに続く研修)を設定し、全て対面方式により研修を行いました。分科会A・B共に定員を満たし、また、ロールプレイングによる研修などを行いました。コロナ前の形式に戻り大変活気ある2日間の研修を無事終了いたしました。

分科会概要

演 題	概 要
相談技術	講義やロールプレイを交え、信頼関係を築くための面接技術を身につける。
電話相談	グループ討議やロールプレイにより、電話相談の留意点、対応困難事例への対処の仕方などについて理解を深める。
直接的支援	多様な付き添い支援が求められる支援員としての心構え、支援における留意点を模擬体験により理解を深める。
トラウマインフォームド・ソーシャルワーク	相談員に必要な視点、近年特に求められている心理的安全、ストレングス、ケアマネジメントの視点を取り上げ、よりトラウマインフォームドな支援とは何かを考える。
少年事件被害者の支援	少年事件の法律的な建付けを理解し、さらには実務上の運用や問題点等、少年事件における被害者支援の技術を学ぶ。

外国人被害者支援の実際と課題	通訳者として必要な被害者支援と被害者の現状と支援の実際を学び、苦労や工夫、課題などについて学ぶ。
心理的支援専門職実務研修(1)(2)	相談員と連携を行いながらの心理支援について、参加者それぞれの工夫や疑問を共有し、被害者支援領域における心理支援職の横のつながりを図る。
性犯罪被害者支援における留意点	事例(架空)に基づき特に女性、子どもの性犯罪被害者に焦点を当て、支援を行う際の留意点、課題を考える。
被害者支援の心理教育	心理教育は被害者等に一方的にトラウマ反応を伝える・教育することではなく、その身に生じているトラウマ反応に気づいてもらう、その対応を身に付けてもらうことにある。この研修では講義とロールプレイにより心理教育を考える。
中長期の支援について (関係機関との連携)	支援センター、関係機関等との連携は不可欠であり、社会全体として支援展開を実施していくことが望ましい。この研修では中長期支援の連携について、理解を深め活動に繋げていくことを学ぶ。
性暴力被害者支援とデジタル空間	SNS 相談事例(架空)により、広報や被害防止の観点も含め相談支援とデジタル空間について考える。
性犯罪被害者をどう支援するか ～改正刑法の視点から	法改正を理解し、現在の問題と課題として残されていることを指摘したうえで、性犯罪被害者をどう支援していくのか考える。
学校教育におけるトラウマ インフォームドケアの必要性	日本でも小児期のトラウマを理解し関わるトラウマインフォームドケアの重要性が指摘されている。この研修で学校教育におけるトラウマインフォームドケアの必要性について学ぶ。

アンケートより抜粋

※たくさんの皆様にご協力いただきました。ありがとうございました。

【全体会】

- 子供への支援と保護者の支援の難しさ、安心感を持たせることの大切さを学ぶことができた。
- 「信頼される支援センターにならなければならない」という言葉が重かった。
- “子どもは発達の途中であること”、“子ども自身の意思を尊重すること”を心にため支援にあたっていきたい。
- “悩むだけでも大きな一歩”、“今、答えがでなくても成長に繋がる”など、大きな学びになった。

【分科会】

- ロールプレイ、被害者が示す表現の仕方の違いで、異なる対応となること、どうしたら良いか考えることができました。(相談技術(面接))
- 対応困難な相談に対し、センターが現状できることを知ることができ、勇気をもらえました。(電話相談)
- 突発的事項への対応など事前準備大切さを改めて認識した。(直接的支援)
- 色々な過程を再確認できました。回復する事が可能であることを信じ、センターとしてはいつでも話せる場所になりたいと思いました。(トラウマインフォームド・ソーシャルワーク)
- 刑法改正されたことで、特定少年の取組みなど、ていねいに説明いただき、とても心強い講義内容でした。(少年事件被害者の支援)
- 犯罪被害者の心理を理解した上で、通訳の重要性や国の文化をよく理解する通訳が、いかに大切なかを学べた。(外国人被害者支援の実際と課題)

- 心理教育について、ビデオでロールプレイを見ることが出来て、大変勉強になりました。(心理的支援専門職実務研修)
- 引出しを増やす、事例具体例のストック、自分自身のコトバになおして、という基本的な技術についても確認できた。(心理的支援専門職実務研修)
- 細やかな配慮があつての支援で被害者の、未来が変わってくるのだと感じました。性被害だけでなく、支援する上で心掛けなければと思いました。(性犯罪被害者支援における留意点)
- たくさん本を読んだり新聞を見て使えるものをメモしておくというお話をすぐ実践してみようと思いました。(被害者支援の心理教育)
- 具体的な支援の方法について話し合いがされたのをきいて支援でどのタイミングでどうお伝えするかなどのむずかしさを感じた。(中長期の支援について)
- 本当に驚きばかりでしたが、継続して情報収集と学びを続けたいと思う。(性暴力被害者支援とデジタル空間)
- 被害者の気持ちを理解して下さっていることに敬意を捧げたいです。これからも支援をがんばる力になりました。(性犯罪被害者をどう支援するか～改正刑法の視点から)
- 子どもが抱える問題もまた一つとして同じものではなく、丁寧に根気よく向き合うことがとても大切だと学びました。(学校教育におけるトラウマインフォームドケアの必要性)

令和5年度の秋の褒章の受章について

秋の褒章として、横橋良子さん(みやぎ)、佐藤薫子さん(秋田)が、藍綬褒章を受章されました。心からお喜び申し上げます。



横橋良子さん

佐藤薫子さん

衆議院議員会館におけるホンデリング活動

泉健太議員のご協力のもと、毎年恒例の衆議院議員会館ホンデリング活動を実施予定です。

第63回全国矯正展(12/9・12/10)にて、広報啓発活動を実施しました



「ひとり」でがんばらないで! 「イヤだな」は相談だ!

犯罪の被害についてマンガで学ぼう!

「体を勝手にさわられた」「ほかのひとに見られたくない写真をとられた」

「みんながいるところでバカにされた」「悪口を言われた」

「体を叩かれた・モノを投げられた」「服をわりやり脱がされた」

「いやなこと・はずかしいことをわりやさせられた」

まわりにはなまじりといがなかったら...

まわりにはなまじりといがなかったら...

まわりにはなまじりといがなかったら...

まわりにはなまじりといがなかったら...

犯罪被害者等電話相談 0570-783-554

近頃の被害者支援センターにつながります。

犯罪被害者等電話相談 0570-783-554

発行：向い合わせ先：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク事務局
03-3811-8315 (平日10時から16時まで)

この冊子は犯罪被害者支援センターで配布しています。1冊1冊に付いたQRコードをスマートフォンで読み取ると、この冊子に関する情報がすべて公開電話からかけられます。

※ここには犯罪に該当する罪状のある行為を掲載しました。
※2023年10月29日

広報啓発物のご案内 「ひとり」でがんばらないで! 「イヤだな」は相談だ!

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、児童・生徒を対象とした「ひとり」でがんばらないで! 「イヤだな」は相談だ! を発行しました。

このポスター(A2)・チラシ(A4)は、児童・生徒が犯罪に該当する行為を認識することで、「被害について相談すること」、「加害行為を予防すること」、「ひとりで抱え込まず相談してほしいこと」を知ってもらう目的で作成しています。児童・生徒のみならず、指導的立場にいる先生や大人の方に、犯罪に該当する行為を認識することで、早期に外部専門機関に相談いただくことを後押しできればと考えております。

児童・生徒が安全に、安心してお互いの命を大切にできる教育現場になるよう、ぜひご活用ください。

データのダウンロードはこちらから
<https://www.nnvs.org/mangaguidance/>

※発送のご希望は
ネットワークHPにて
承っております。



編集後記

次回発行予定日
2024年3月

●特集●

刑の執行段階における
被害者等の聴取・伝達制度

■全国犯罪被害者支援フォーラム2023 & R5年度秋期全国研修会へのたくさんのご参加、御礼申し上げます。本年度はフォーラム、研修会を通じて「子どもの犯罪被害と支援」「保護者の支援」「教育現場の被害者支援」「心理的ケア」に重点を置き、プログラムを構成いたしました。潜在的被害者といわれる支援につながりにくい子どものケアについて、ぜひたくさんの方にその重要性を理解いただき、早期に適切な支援につながることで被害の影響を最小限にし、子どもが思い描く未来を構築できるよう、関係機関の皆様のご協力をお願いいたします。本年も当法人の活動へのご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。(H.T)